# 国立第四小学校PTA規約

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会は、国立第四小学校PTAという。

第2条 この会は、事務所を第四小学校内におく。

## 第2章 目的と活動

- 第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭 と学校と社会における児童の幸福な成長をは かることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的をとげるためにクラスの PTAを基礎として次の活動をする。
  - 1.よい保護者、よい教職員となるように努める。
  - 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
  - 3. 児童の生活環境をよくする。
  - 4. 民主教育の理解を深めこれを推進する。
  - 5. 学校の教育的環境の整備をはかる。
  - 6. その他必要な活動をする。

## 第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、 次の方針に従って活動する。
  - 1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
  - 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また もっぱら営利を目的とするような行為は行 わない。
  - 3. この会またはこの会の委員の名で公私の選挙の候補者は推薦しない。
  - 4. この会は、自主独立のものであって、他の団体の支配統制干渉は受けない。
  - 5. この会の目的を達成するために、学校ならび に関係方面に意見の具申参考資料の提供を 行うが直接に学校の人事その他管理に干渉 しない。

# 第4章 会員

- 第6条 この会の会員になることの出来る者は次のとおりである。
  - 1. 本校に在籍する児童の保護者。
  - 2. 本校の校長、副校長および教職員。
- 第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
- 第8条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

# 第5章 会計

第9条 この会の経費は、会費、事業収益、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

- 第10条 会費の額の変更は総会で決め、その他資金獲得 の方法は、運営委員会の承認をうける。
- 第11条 この会の経理は、総会において議決された予算 に基づいて行われる。
- 第12条この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告 され承認を得なければならない。
- 第13条この会の会員で、会費納入の困難な者は、運営 委員会の承認を得て、会費を免除される。
- 第14条この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、 翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 総会

第15条総会は、この会の最高議決機関であって、定期総会と臨時総会に分ける。

定期総会は、年度始めに、臨時総会は必要の都 度開く。

総会は、全会員の5分の1以上の出席をもって 成立する。議決は出席者過半数の同意を要する。 総会には次の事項を付議する。

- 1. 年度活動報告及び承認
- 2. 年度決算報告及び承認
- 3. 会計監査報告及び承認
- 4. 規約の改正の承認
- 5. 新役員と会計監査委員の承認
- 6. 新年度の活動計画案の承認
- 7. 新年度予算案の承認
- 8. その他必要な事項
- 第16条 運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の 5分の1以上の要求がある場合には、運営委員 長が臨時に総会を招集する。

## 第7章 運営委員会及び運営委員

第17条 運営委員会は本会の会則および総会の委任事項を執行するため事務局、クラス委員、各部専門部で構成し、過半数をもって成立する。

議決は出席者の過半数の同意を要する。

委員の任期は1年とする。ただし再任すること ができる。

欠員を補充した後任者の任期は前任者の残存 期間とする。

- 第18条 運営委員長はこの会を代表する。
- 第19条 運営委員会は原則として毎月1回開く。
- 第20条 この会の運営を適正かつ活発にするために事務局をおく。

事務局は、運営委員長(保護者)、副委員長(保護者、教職員1名)、書記(保護者、教職員1名)、総務(保護者、教職員1名)、総務(保護

- 者)、必要に応じて総務補佐をおき、これらで構成する。
- 第21条 運営委員の任務は次のとおりである。
  - 1. 年度計画、年度予算を審議する。
  - 2. 総会に提出する議案を作り、また総会から委任された事項を処理する。
  - 3. 予備費の支出、その他の収入の受入れを決定する。
  - 4. 事務局員に欠員を生じた場合の処理にあたる。
  - 5. 必要に応じ臨時委員会を設ける。 臨時委員会に必要な事項は細則で定める。
  - 6. 新年度予算決定までに暫定予算を決める。
  - 7. その他緊急事項を処理する。
- 第22条 運営委員会は運営委員長が招集する。

## 第8章 委員会及び部会

- 第23条 1.学年委員会は各クラス委員で各学年毎に構成する。
  - 2.学年委員会は、この会との連絡を密にし、またクラス、学年の教育問題について学校と協力し、家庭との連絡を緊密にする。
- 第24条1.この会は第2章第4条の活動を遂行するために次の専門部を置く。

文化部

給食部

校外生活部

2.専門部会の設置改廃は運営委員会の議決による。

# 第9章 会計監查委員

- 第25条 この会の経理を監査するために、3名の会計監査委員をおく。
- 第26条会計監査委員は、前年度会計2名と教職員1名 が担当し、任期は1年とする。
- 第27条会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行い総会に報告する。
- 第28条会計監査委員は運営委員をかねることはできない。

## 第10章 附則

- 第29条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。
- 第30条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に 反しない限りにおいて運営委員会の議決を得て 定める。

運営委員会は、細則を制定または改廃した場合はその結果を時期総会に報告しなければならない。

第31条この規約の改正案は、総会の7日前までに全会員に知らせておかなければならない。

- 第32条教職員は、この会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 第33条国立市教育委員会の要請により給食運営審議委員を1名保護者の中より選出する。選出方法は 公募とする。

委員の細目は下記のとおりとする。

- 1. 委員は市教育委員会より委嘱され審議会に出席する。
- 委員の任期は1年とする。
   (審議会の求める期間とする)
- 3. 委員は市の非常勤特別職としての手当てを受ける。

(個人報酬とする)

- 4. 委員は必要に応じて運営委員会に出席する。
- 第34条この規約は1957年4月13日より行う。
- 第35条サークルは、3名以上で組織し、事務局に申し 出た後、運営委員会で承認を受け発足できる。
  - 1. 活動については、運営委員会(必要時)及び総会で報告をする。
  - 2. 承認されたサークルはPTAの事務機器や 備品等を使用できる。
  - 3. 呼びかけや連絡等の印刷物の配布ができる。

# 細則

第1条 委員の選出について

委員は各クラスから若干名選出し、必要であれ ば専門部と事務局候補数人を学年から選出す る。

クラスまたは学年から選出された委員は事務 局、給食部、文化部、校外生活部、クラス委員 の各担当を互選によって定める。

各地区ごとに校外生活部員を若干名選出する。

- 第2条 教職員は、委員会・専門部会に若干名の担当者をおく。
- 第3条 会員および児童の弔慰金を次の基準に定める。 死亡の場合 5,000 円
- 第4条 PTA構成メンバーについては、運営委員会で 決定し暫定措置を取ることができる。この場合 は、その結果を次期総会に報告しなければなら ない。
- 第5条 運営委員会傍聴について

PTA会員は以下の点に留意して運営委員会を傍聴することができる。

- 1. 傍聴を希望する人は事前に事務局に届け出る。
- 2. 傍聴する人は運営委員会が円滑にすすむよう協力すると共に、次の事項に留意する。
- (1) 発言する際は正副運営委員長いずれかの承諾を得る必要がある。
- (2) 途中の入退出は正副運営委員長いずれかの承諾を得る必要がある。

```
1960年(昭和35年)5月4日一部改正
1961年(昭和36年)5月17日一部改正
1964年(昭和39年)4月28日一部改正
1967年(昭和42年)5月7日一部改正
1968年(昭和43年)4月27日一部改正
1969年(昭和44年)4月27日一部改正
1973年(昭和48年)4月26日一部改正
1975年(昭和50年)4月24日一部改正
1976年(昭和51年)4月27日一部改正
1977年(昭和52年)4月28日一部改正
1978年(昭和53年)5月11日一部改正
1980年(昭和55年)5月8日一部改正
1983年(昭和58年)5月17日一部改正
1987年(昭和62年)5月8日一部改正
1988年(昭和63年)5月13日一部改正
1989年(平成元年)5月12日一部改正
1992年(平成 4年)5月15日一部改正
1993年(平成 5年)5月14日補則
1994年(平成6年)5月13日附則部分に
            第37条を追加
1998年(平成10年)5月8日一部改正
2004年(平成16年)4月28日一部改正
2005年(平成17年)5月24日一部改定
```

2019年(令和元年)5月10日一部改定